

春日部市

市民参加 推進条例

「市民との協働による暮らしやすい春日部市」を目指し、市の計画や条例などをつくるときに、市民の皆さんが参加しやすくなるよう「市民参加」についてのしくみなどを定める「市民参加推進条例」を制定しました。

平成20年10月1日施行



春日部市

なぜ市民参加推進条例をつくったの？

背景

地方分権が進展する中、「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」という自己決定や自己責任によりまちづくりを進めることが求められています。そこで、春日部市では市民の皆さんと市（市の機関）とがお互いの知恵や経験を出し合いながら、協働によるまちづくりを進め、「暮らしやすい春日部市」をつくるために条例を制定しました。

そもそも市民参加とは？

定義

条例でいう「市民参加」と「協働」は、次のとおりです。

市民参加とは、広く市民の皆さんの意見を市政に反映させるために、市民意見提出手続（パブリックコメント）などの方法で、市民の皆さんが市政に参加することをいいます。

協働とは、市民と市（市の機関）とが目的を共有し、お互いの役割や責任に基づいて、信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいいます。

市民参加の基本的な考え方は？

基本理念

市民参加を進めていくための基本的な考え方は、次のとおりです。

- 市民参加を市民の皆さんの権利として保障します。
- 市民の皆さんが自らの意志で市政に対して意見を述べ、提案する機会を確保します。
- 市民の皆さんと市（市の機関）とがお互いの立場を理解し、尊重します。
- 市民の皆さんと市（市の機関）とがお互いに情報を共有します。
- 市民参加の有無により不利益な取扱いはありません。

市民参加をするときの注意点は？

市民の責務

- 自らの意見と行動に責任を持つだけでなく、市民相互の自由な意見を尊重し、積極的な市民参加をするよう努めましょう。
- 特定の個人または団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮し、市民参加をするよう努めましょう。

市（市の機関）が市民参加を求めるにあたっての責務は？

市（市の機関）の責務

- 市民の皆さんに情報を提供するとともに、市民の皆さんとの情報の共有に努めます。
- 説明責任を果たすとともに、市民の皆さんが参加しやすい環境の整備に努めます。
- 市政にいかすことができるよう適切な時期に市民参加を行うとともに、いただいたご意見を十分考慮し、その反映に努めます。
- 市民参加に関する総合的な指針をつくりまします。

どのような場合に市民参加をすることができるの？

市民参加の対象事項

- 市の基本構想その他市の基本的な事項を定める計画などの作成・変更
例：総合振興計画・男女共同参画基本計画
- 市の基本的な方針を定める条例の制定・変更・廃止
例：環境基本条例・商工業振興基本条例
- 市民の皆さんに義務を課したり、権利を制限したりする条例の制定・変更・廃止
例：自転車放置防止条例・廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- 広く市民の皆さんに利用される公共施設の設置に関する計画などの作成・変更
例：公民館・図書館などを新設する場合の基本計画
- 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・変更・廃止

なお、次に該当する場合は、市民参加の対象としないことができます。

- 引用する法令の改正に伴う条例の変更など、軽微なもの
- 災害の発生などによる対応など、緊急に行わなければならないもの
- 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- 市（市の機関）の内部の事務処理に関するもの
- 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
例：固定資産税・水道料金



市民参加の方法は？

市民参加の方法

市（市の機関）は、市民参加の対象事項を実施しようとするときは、必ず「① 市民意見提出手続」を行い、必要に応じて「① 市民意見提出手続」以外の手続を行います。

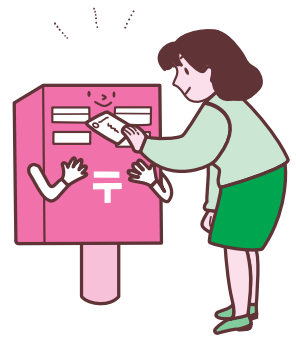
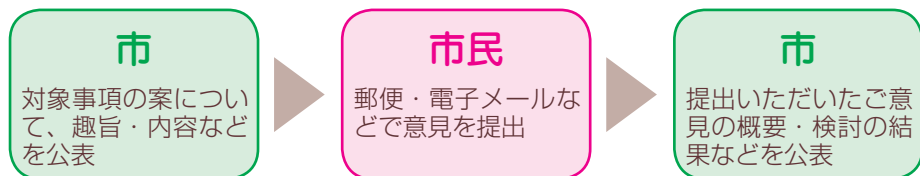


市民参加の対象事項

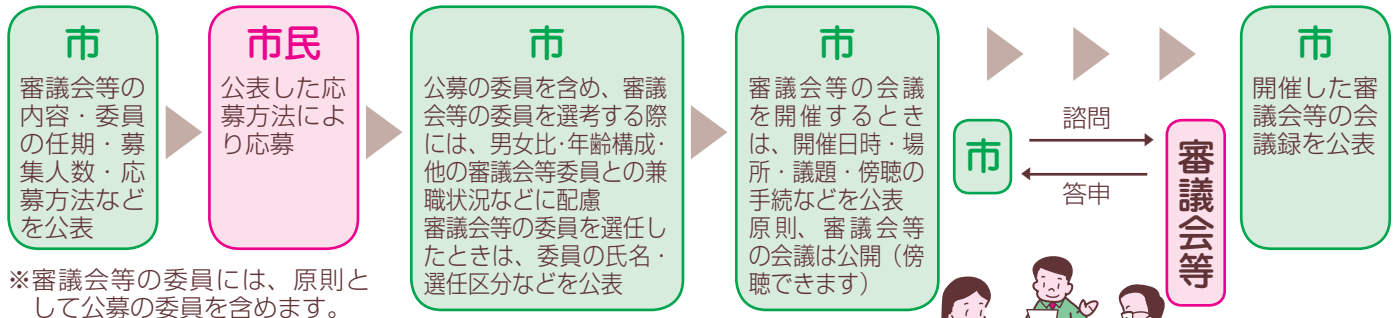


- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| ① 市民意見提出手続 必須
(パブリックコメント) | ② 審議会等手続 |
| ③ 市民対話説明会手続 | ④ 市民意見交換会手続
(ワークショップ) |
| ⑤ 市民政策提案手続 | ⑥ その他の手続 |

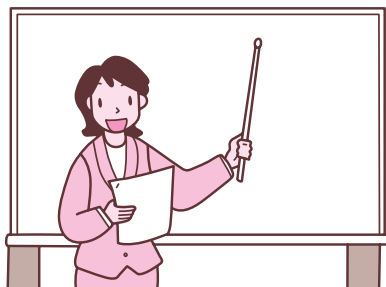
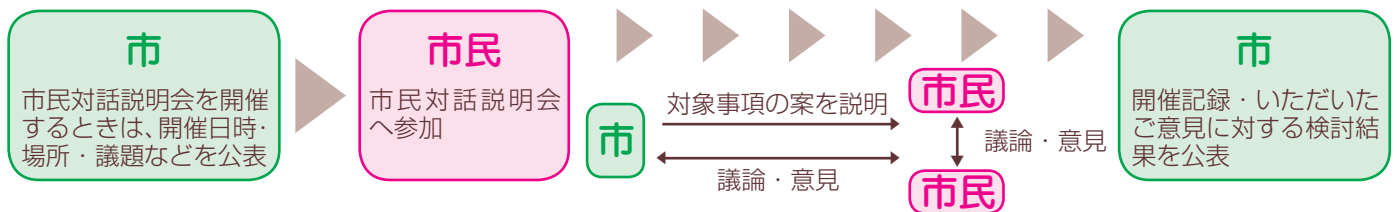
1 【市民意見提出手続】（パブリックコメント）



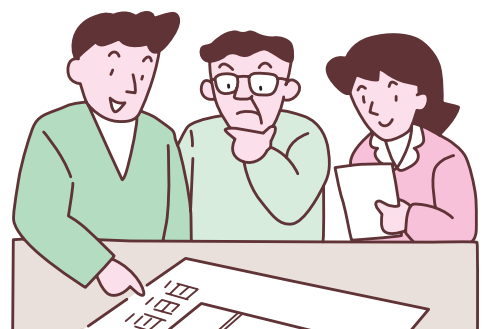
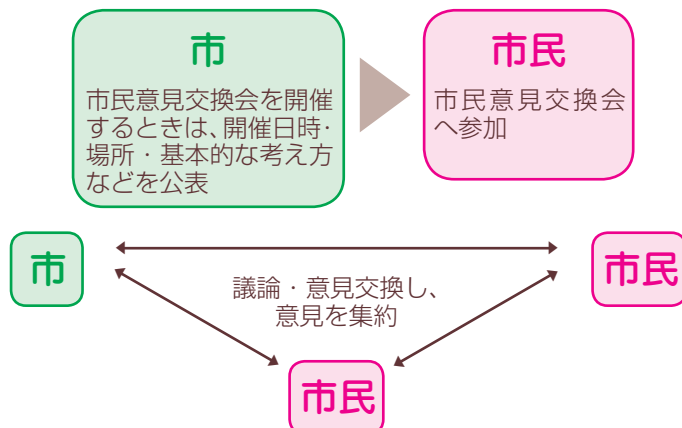
2 【審議会等手続】



3 【市民対話説明会手続】

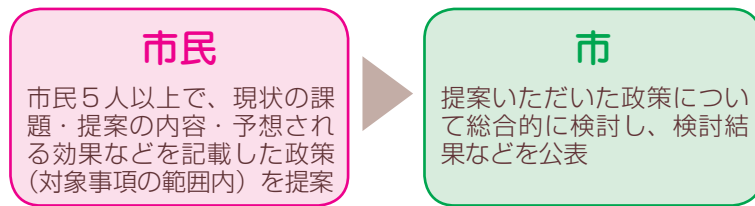


4 【市民意見交換会手続】（ワークショップ）



5 【市民政策提案手続】

○市民の皆さんから自発的に提案する場合



○市（市の機関）から、提案を求める目的・提案の方法などを公表して、提案を求める場合があります。



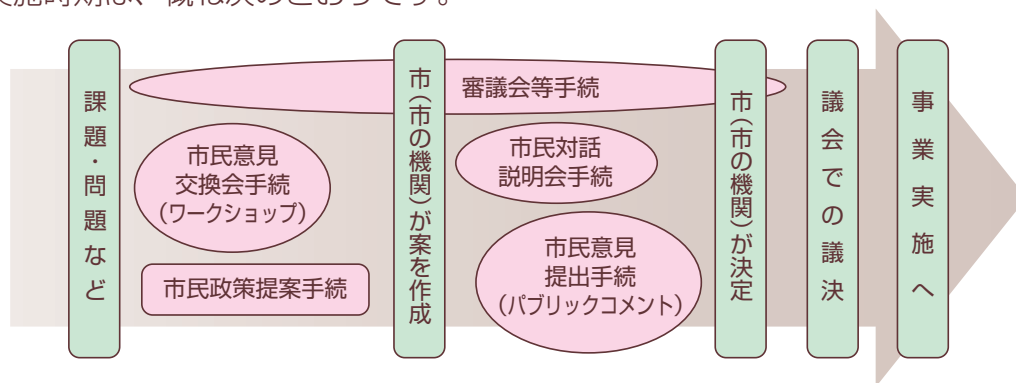
6 【その他の手続】

アンケートなど

市民参加手続の実施時期は？

市民参加の実施時期

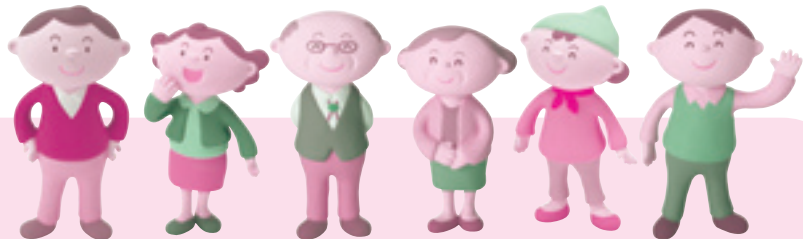
市民参加手続は、市民参加の結果を市政にいかすことができるよう適切な時期に行います。市民参加手続の実施時期は、概ね次のとおりです。



市民登録制度を始めました！

市民登録制度

市政に関心のある市民の皆さんを公募し、登録する制度です。登録された方へは、審議会等の委員の募集情報や市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施予定など市民参加に関する情報をお届けします。なお、登録された方を審議会等の委員の選考などで優先するものではありません。



登録できる方

○18歳以上

○市内に居住・通勤・通学する方、または市内で活動する団体に所属する方

登録方法

「市民登録制度登録申込書」を市民参加推進課に提出してください。

申込書は、市民参加推進課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。



問い合わせ先

春日部市 市民部 市民参加推進課

春日部市中央六丁目2番地

048-736-1111（代表）

<http://www.city.kasukabe.lg.jp/>
sanka@city.kasukabe.lg.jp